

教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和6年7月25日(木) 午後2時00分から午後2時59分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:26名 欠席:0名	出席:今井議長、賀川委員、富沢委員、酒井敏委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、 眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、竹下委員、篁委員、 林委員、轟木委員、鈴木委員、影島委員、細川委員、 仲井委員、藤森委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 静岡県公立大学法人職員兼業規程の一部改正</p> <p>(2) 沼津信用金庫との連携協定</p> <p>(3) 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 (J-PEAKS)」申請 (提案大学)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 (J-PEAKS)」申請 (連携大学)</p> <p>3 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① 食品栄養科学部</p> <p>② 食品栄養環境科学研究所</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和6年6月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 静岡県公立大学法人職員兼業規程の一部改正 (説明者: 大島経営戦略部長)

本学の教員が有する知見を活用し、学術的な見地から株式会社等の経営について助言を行うことができるよう、静岡県公立大学法人職員兼業規程を一部改正し、社外取締役の兼業について規定する。なお、地方独立行政法人法において、一般地方独立行政法人の職員について、営利企業の役員兼業を禁止する規定はない。

各大学法人の兼業規程を確認すると、役員、兼業に関する定めが異なっており、技術移転事業者 (TLO) 役員等、研究成果活用企業役員等、株式会社等の監査役は認められているものの、株式会社等の社会取締役は、本学及び静岡文化芸術大学では規程がなかった。一方、東京都立大学、名古屋市立大学、静岡大学などにおいては、これを認める規程があり、本学においても教員の知見を社会に還元するという観点から、社外取締役の兼業について規定する。

改正内容は、静岡県公立大学法人職員兼業規程を一部改正し、社外取締役の兼業について規定する。また、社外取締役の兼業に係る許可の基準、手続きの事項を別に定め、公正性を確保する。

許可の基準は、株式会社の経営及び法務等に係る助言を学術的見地から行うものであること。教員としての職務の遂行に支障が生じないこと。その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。等を挙げる。

許可の手続きは、当該株式会社等との利益相反による弊害を未然に防止するため、報酬額、受入研究費、株式の保有状況等に係る申告書を兼業従事許可申請書に添付して提出するものとし、部局長にあっては、教授会又は研究科・研究院委員会の議

を経て、当該教員の本務の遂行に支障がないことを確認することを定める。

本取扱いは、今回新たに認める社外取締役兼業の許可申請に係るものであり、既に認められている内容の兼業許可申請の手続き等については、従前と同様としたいと考えている。

規程の一部改正案は、新旧対照表及び改正後規程のとおりとし、施行日は、理事長決裁日とする。

<補足説明>

・国立大学の法人化は2004年に実施され、法人化以降は社外取締役に関する規程が徐々に変化している。公立大学についても、全ての大学を調査しているわけではないが、社外取締役の兼業を認める傾向にある。(議長)

<意見>

・兼業規程における監査役及び社外取締役について、規程の新旧対照表では、商法が会社法に改正されている部分はあるが、基本的に「等」を付記しているだけであり、規程そのものの取扱いは従前と同様である点について、技術移転事業者(TLO)や監査役が全て同じ扱いであることに違和感がある。単純に「社外取締役」という単語を追加するだけで、それに対する条件や要件等は従前と同様で全て同じ扱いにするという理解で良いか。個人的には、それぞれ条件や要件等を定め、個別に管理する方が良いのではないかと思う。(委員)

<回答>

・改正案は、他大学の事例を参考にしながら作成をしている。細かい部分については、要綱や理事長名での通知という形でお示しすることを想定している。(説明者)
・説明のとおり、監査役は従前と同様に利益相反に関する書類の提出は不要とし、今回新たに加える部分については、利益相反に関する書類の提出を規定する予定である。(議長)

<意見>

・民間企業において、社外取締役又は社外監査役に対しては非常に求めるものが多くある中、大学教員が当該役に就任いただけるということは、大変望ましいことであり、今回対象を広げていただけることに感謝を申し上げる。

民間企業にとって大学の見地を企業経営に繋げていくということは、非常に良い取組であり、良い方向性であると思う。(学外委員)

<回答>

・就任に当たっては、透明性の確保が非常に重要になると思うので、それを担保した上で認めたいと考える。(議長)

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) 沼津信用金庫との連携協定(説明者:藤村教育研究推進部長)

地域社会への人材輩出、社会課題の解消研究を推進し、本学と県東部地域との更なる連携深化につなげていくことを目的とし、沼津信用金庫と連携協定を締結する。

連携内容は、地域社会研究・人材育成、地域資源の活用、本学と沼津信用金庫との連携、東部地域・自治体との連携などにより、リスクリング機会の提供、地域の歴史・文化・文学などを活用した伝統継承事業の展開、本学の講座・セミナーの開催などを計画している。また、東部地域自治体、産業界が抱える課題の解決に対しても、本学の知見、学生の発想力・行動力を活かし、貢献できればと考えている。

本学は、連携締結により沼津信用金庫が所有する「COMPASS 沼津」の1室を無償で借り受ける。「COMPASS 沼津」は沼津駅から徒歩5分圏内の位置にあり、沼津信用金

庫が運営するシェアオフィス、コワーキングスペース、ワークショップスタジオの機能が1つになった、まちづくりプラットフォームとして、地域企業と起業家とのマッチング促進、地域ネットワークを活用した伴走支援を展開する目的で設置された施設である。

本施設は、本学東部サテライトオフィスとして様々な活動の拠点とするほか、広報活動の場としても活用することで、県東部地区及び首都圏への本学の認知度向上に繋げる。また、教員及び学生がサテライトオフィスを自由に使用できることにより、東部地区でのフィールドワークなど、教育への活用も期待できると考えている。

協定締結への導線として、7月23日(火)に「COMPASS 沼津」において、沼津信用金庫との連携講座(地域経営研究センター 社会人学習講座)を開催し、県東部地域や神奈川県からの参加者があった。また、同施設の運営スタッフには、本学の学生4名が勤務していることを併せて報告する。

今般連携について承認いただいた後、8月26日(月)には、本学の今井理事長兼学長と沼津信用金庫の鈴木理事長に出席いただき、現地で協定締結式及び「COMPASS 沼津」への入居式を行う予定である。なお、連携協定書締結と併せて「COMPASS 沼津」に係る建物使用貸借契約書についても締結する。

<意見>

・貴学の民間企業との連携協定は、多くの実績があるか。また、どのような企業と締結をしているか。(学外委員)

<回答>

・本学の連携協定実績数が多いということではない。一方、沼津信用金庫にとっては、昨年度に静岡大学と連携協定を締結しており、7月中旬には、静岡大学が「COMPASS 沼津」に入居している。静岡大学にとっても、金融機関との連携協定は非常に珍しいケースであるが、東部地区の拠点として民間企業との連携を進めていきたいという狙いの下、入居した経緯がある。また、沼津高専も沼津信用金庫と連携協定を締結し、「COMPASS 沼津」に連携拠点を構えている。

以上のような他大学等の動向を踏まえ、先方から本学に対して、東部地域の産業、地域課題等について知見をいただき、連携して解決していきたいという打診があったため、連携協定を締結することとした。(説明者)

審議事項(2)について提案のとおり承認された。

(3)「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)」申請(提案大学)

(説明者:藤村教育研究推進部長)

先月の教育研究審議会において、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)」(以下、「J-PEAKS」という。)に申請する旨の報告をした。

J-PEAKSは、国内全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のため、強みや特色ある研究力を核とした戦略的経営の下、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要な環境構築の取組に対し、国が支援する事業であり、今般本学が提案大学として申請するため、審議をお願いする。

申請内容は、静岡地域独自の医薬食資源を活用した「創薬力」、薬食・環境分野の「研究力」を向上させ、独自性・卓越性に優れた基礎研究のイノベーションを創出するとともに、国内から国外へと社会実装を推進し、世界的規模で「健幸」社会を創造するというテーマでビジョンを描き、本学の研究力を軸に、全世代の健康増進と地域の発展を実現する「しずおか健幸モデル」を創成するというもので、事業期間5年において、戦略的実行経費の人件費・旅費・謝金等及び研究設備等整備経費

の研究機器購入費等を積算し、申請する。

なお、本申請に関しては連携大学が2大学あり、具体的な申請額については、連携大学と最終的な調整中であることから、今後申請額の変更の可能性はあるが、大きな申請額の変更はない。また、資金計画における大学自己負担額については、本会議前に資料の変更があり、画面共有する申請書からは変更がない旨、併せて報告する。

採択された場合は、令和7年度から事業を開始し、5年間は本件国の助成を受けつつ研究力の向上戦略を進める。事業期間終了後は、文部科学省で助成期間最終年度となる5年目に事業評価を行うとされており、進捗に応じ、10年目を目安に継続的な支援を行うという制度となっているが、具体的な支援内容は、現時点では未定とされている。

本事業申請に当たっては、研究力が強化した10年後の本学のビジョンを描く必要があり、本学はJ-PEAKSによる社会実装や産学官連携の強化を図り、更なる外部資金の獲得をすることで、5年目以降も事業継続できるよう、取り組んでいく。

スケジュールは、申請期限が7月29日(月)であり、採択結果通知が令和7年1月頃の予定である。

<補足説明>

- ・基金収入についても、毎年獲得していきたいと考えている。(説明者)
- ・資金計画は、提案大学と連携大学で各々作る様式になっているため、本会議の審議内容は、本学の資金計画部分についてお諮りする。また、提案大学と連携大学の申請額総額は55億円以内であるため、その点を考慮して申請する。(議長)

審議事項(3)について提案のとおり承認された。

2 報告事項

(1)「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)」申請(連携大学) (説明者：藤村教育研究推進部長)

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)(以下、「J-PEAKS」という。)について、本学が提案大学として申請する事業に参画する連携大学の内の1大学についても、本事業に提案大学として申請を予定しており、今般連携大学としての参画依頼があったため、連携大学として別途申請する。

申請内容は、中核大都市の健康な未来国際都市社会としての持続的発展を牽引する大学を目指すとし、本学においては、提案大学と協力し、食産業連携・食品安全科学・創薬科学を中心とした、的確な予測、評価、判断を行う。

某大学と双方が提案大学又は連携大学となり、事業をそれぞれ進めていくということで、連携を密に取り、本事業に取り組んでいきたいと考えている。

3 学部・研究科等における取組報告について

① 食品栄養科学部(説明者：伊吹委員)

入試は、志願倍率及び実質倍率について、10年程度の統計を取っているが、例年どおりの推移であり、特に上下することはなかった。

教育は、卒業研究の質的向上を図る取組として、卒業研究発表についてルーブリック表を使用した評価、点検などを行っている。また、継続的なカリキュラムの点検、日本技術者教育認定機構(JABEE)(以降、「JABEE」という。)の認定基準への適合、管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラムへの適合などについて、随時チェックを実施している。その他、データサイエンス・AI教育プログラムの推

進として、令和4年度から栄養生命科学科の3年生を対象に、「データサイエンス・AI」という講義を開講した。また、令和5年度からは、食品生命科学科、環境生命科学科3年生を対象に、「食品生命情報科学」を開講した。本年度5月には、文部科学省認定制度「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）」に申請し、プログラムを推進している。

各教員の授業の質の向上を図るべく、教員相互の授業参観も実施している。

資格取得は、栄養生命科学科において第38回管理栄養士国家試験に受験し、1名の不合格者が出たものの、管理栄養士養成課程の新卒者平均合格率80.4%に対し、本学では96.4%と高い合格率を維持している。その他、食品生命科学科において、JABEEの認定プログラムにより令和5年度までに4名が技術士補として登録した。なお、現在は技術士補に卒業生4名が申請登録を検討している。また、教職課程についても希望者が教育実習を修了するなど、順調に実施をしている。

就職、進学は、食品栄養科学部全体の就職率が100%であった。また、大学院進学について、国が発表した大学院修士課程進学率では、例えば農学関係で約30%、保険関係で約10%と発表されているが、本学部進学率は、食品生命科学科60%、栄養生命科学科57%、環境生命科学科39%と高い水準となっており、学生の研究意欲、向上心の表れであると考えている。

産学連携活動、外部資金の獲得は、科学研究費助成金（以下、「科研費」という。）を中心に堅実に獲得しているほか、令和5年度は共同研究費が増加した。また、本学部の准教授1名がベンチャー企業を新たに設立し、本学部から2件目のベンチャー企業が設立された。

地域への貢献は、静岡県産業振興財団の総合食品学講座の事業推進、フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業、SDGsイニシアティブの講師などを行っている。

広報活動は、オープンキャンパスを対面型（来場型）とオンライン相談会を同時開催し、他県の高校生にPRを行ったほか、体験実習型のサマースクールを開催した。

保護者会は、学生だけでなく、保護者の方にも本学への安心感を持っていただけるようにという目標を立てており、学部1年生、学部3年生の保護者を対象に実施している。1年生保護者会については、入学式後にグランシップ会場で開催し、約60%の保護者の参加があった。3年生保護者会は、対面式又はオンデマンド形式で実施した。

課題及び今後の取組について、入試は、実質倍率などの大きな変化はないが、入学者の共通テストボーダーラインなどを10年程度分析したところ、低下傾向が続いていることが分かったため、様々な広報活動により多くの受験者、入学者を確保できるよう努めている。

教育は、質保証への継続的な対応として、昨年度の大学基準協会からの指摘に関して、学部質保証委員会にて対応をしている。特に学習成果の測定について、ルーブリック表と学位授与方針との対応及び各科目単位修得と学位授与方針との関係性などを明らかにできるように、改善を行っている。また、情報科学教育の推進について、本年度6月に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）」に申請を行ったため、全学科で推進していく。

社会要請に応じた学部の改革では、本学部において、文部科学省の「大学・高専機能強化事業」申請を検討している。従来は、様々な食に関する研究教育に取り組んできたが、現在の社会情勢は、地球環境及び持続可能な社会を考慮することが非常に重要になっており、「食」は地球環境、持続可能社会に寄与する部分が多いことが分かっているため、本件申請を視野に入れた、社会ニーズを考慮した「食」の学部に改変する計画をしている。

② 食品栄養環境科学研究所（説明者：三浦委員）

入学者選抜について、令和6年度入学者選抜は、食品栄養科学専攻及び環境科学専攻共に、海外受験生に対しては、オンラインを活用した面接・口頭試問等により実施し、国内受験生に対しては、対面で実施した。

入学者数は、博士前期課程が、食品栄養科学専攻が定員数25名に対し、過去4年間は定員を確保している。一方の環境科学専攻は定員数20名に対し未充足ではあるものの、平均50%前後の学生が学部から進学している。環境科学専攻の定員を満たすためには、食品栄養科学部 環境生命科学科の定員が20名ということで、学部生全員が進学をしなければ定員を充足できない状態にあるため、適切な定員設定にしていきたいと考えている。現状は2つの専攻を合わせ、定員数45名を概ね満たしている。

博士後期課程は、食品栄養科学専攻の定員数10名、環境科学専攻定の定員7名、薬食生命科学専攻（薬学系・食品系合計）定員5名となっており、過去4年間はいずれの専攻も定員を満たしていない。一方で、博士後期課程の定員が前期課程の約50%という点で、全国の博士前期課程の10%程度が博士後期課程に進学するという実態を踏まえた場合、本研究所では総定員数45名の博士前期課程から4名以上が博士後期課程に進学しているということで、進学率は高いということが分かる。

大学院学生確保のための取組の1つ目は、長期履修制度がある。令和6年4月現在、社会人学生を中心に、食品栄養科学専攻 博士前期課程から1名、博士後期課程から1名、環境科学専攻 博士後期課程から3名が本制度を利用し、社会人としての業務と学業を並行し、修士号、博士号等の取得を目指している。

2つ目は、海外からの留学生の確保について、令和6年度は中国から1名が博士後期課程に入学した。

3つ目は、社会人学生の確保について、静岡県公設研究機関で活躍する研究者の博士号取得を支援するため、研究所等との人的研究交流を継続している。

4つ目は、学部3年生の保証人を対象としたオンライン懇談会について、昨今は就職活動開始の早期化が加速し、3年次の就職活動又は大学院進学を選択が非常に難しい状況にある。学生へのアンケート等では、進路決定の大きなポイントの1つとして、保護者をはじめとする保証人の意見が大きな割合を占めるという結果が出ており、数年前から学部3年生の保証人を対象としたオンライン懇談会を開催し、特に大学院進学の特長について解説するなど、進学の後押しになる懇談会を実施している。

大学院説明会は、毎年開催しており、本年度も5月18日にハイブリッド形式で説明会を実施した。本説明会は本学学部生のみではなく、他大学からの進学者を獲得するという意図もあり、ハイブリッド形式での実施としており、その結果、今年の推薦入試では、食品栄養科学専攻、環境科学専攻合計25名の進学、合格者を出した。また、一般入試においても、他大学から両専攻合わせて5名が受験する。

理科教諭、栄養教諭の専修免許状取得の申請と認可について、両専攻共に令和4年度から専修免許状課程を開設した。専修免許は、一般免許では就任不可となる校長又は教頭になることが可能で、学生の要望に応えるべく、本免許取得可能となる課程を開設した。令和5年度は、1名が栄養教諭専修免許状課程を修了した。

大学院修了生の就職先・進路について、両専攻共に博士前期課程の就職率100%を達成した。令和6年3月前期課程修了生の主な進路先は、食品メーカー、製薬・化学・化粧品関係、販売卸売業者の研究開発職が中心である。その他では、学術研究機関や博士後期課程への進学もあった。博士後期課程修了生の該当はなかった。

日本学術振興会特別研究員（以下、「特別研究員」という。）の採択について、博士後期課程に進学している学生のうち、優れた研究計画、研究成果を有する者には、

日本学術振興会が研究費等を支援する制度があり、現在本学大学院生2名が本制度に採択されている。

特別研究員に加え、大学院生の成果は各方面で高く評価されており、各種学会、シンポジウム、研究会などにおいて受賞をしている。令和5年度の大学院生が受賞した優秀発表者賞等は12件であった。

課題と取組は、主には定員及び入学者受け入れの面について、定員数の適正化に向けた取組を行う。また、大学・高専機能強化事業として、食品栄養科学部のあり方、バージョンアップに合わせた大学院組織の構築・改組に関しても取り組む。

教育活動については、昨年度の大学認証評価機構からの指摘を踏まえた対応を行っていく。研究活動については、高いレベルでの研究活動を行うことを目指すとともに、科研費を中心とした外部資金の獲得、高レベルの学術誌への投稿を目指し、教員も研鑽を積んでいきたいと考えている。

<補足説明>

・県の評価委員会において、修士課程の入学者数が入学定員の1.4倍である点は、超過ではないかという指摘があったが、現在の評価は入学定員に対してではなく、収容定員に対しての評価のみである。

収容定員の基準では、大学基準協会を例にすると、博士前期課程、博士後期課程共に2倍以上で改善課題である。また、定員未充足においても、博士前期課程が0.5未満、博士後期課程0.33未満で改善課題となるが、大学院は是正勧告がないので、この場で報告する。(議長)

4 その他

(1) 学外委員からの意見

① 花岡委員

今回の議案については、特に問題ないと思う。

学部・研究科等の取組報告においては、食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院共に、少子化の影響を考慮し、様々な方策の検討に努めているものと感じた。特に大学院では、他大学からの入学者もいるということで、大変結構だと思う。

1点、大学院では長期履修制度を利用している学生が何名かいるということであったが、本制度は、どのような学生がどのような理由で利用しているか。

<回答>

・長期履修制度を利用する多くの学生は、社会人学生である。博士前期課程では、通常修学年限2年間のところを3年計画で修士号を取得し、博士後期課程では、通常修学年限3年間のところを4年計画で博士号を取得する。学費は、修士2年分、博士3年分としている。大半の学生は、仕事と学業の両立のため本制度を利用しているが、健康面を考慮した博士前期課程の学生1名も本制度を利用している。(委員)

<意見>

・社会人学生確保のための制度というわけではないのか。(花岡委員)

<回答>

・学生確保のため、より間口を広げるという趣旨で本制度を設置した。(委員)

② 酒井公夫委員

社外取締役は、企業のガバナンス機能を高めるため、非常に大きな役割を求められており、近年はその必要な割合が高まっている印象があるが、社外取締役は外部の誰でも良いということではなく、地方においては極めてなり手不足である。その

理由は、取締役会出席又は株主総会出席において、開催時期が重なることが多く、複数の社外取締役を引き受けるということが困難だからである。

以上の問題を解決するべく、大学教員において、専門知識を活かして就任いただくという流れは極自然なことであり、今回の兼業規程改正により、貴学教員が学外との接点の増加により、地元企業からも必要とされる貴重な人材になることを期待する。

広く外部に広報する話ではないと思うが、規程改正により貴学の体制が整備されたということは、積極的に企業側に公表して良いと考える。私も積極的に関係企業に通知したいと思う。

担当：経営財務室 市野 雄基